

外国子会社合算税制等の見直し

<改正のポイント>

1.趣旨・背景

グローバル・ミニマム課税導入による事務負担増を踏まえ、外国子会社合算税制の事務負担を軽減するための見直しが行われる。

2.内容

(1)合算時期の変更

外国関係会社の事業年度終了日翌日から4ヶ月(改正前2ヶ月)経過日を含む親会社事業年度に合算

(2)添付・保存書類の簡素化

添付・保存が必要とされている外国関係会社に関する書類から、「株主資本等変動計算書及び損益金処分計算書」、「貸借対照表・損益計算書の勘定科目内訳明細書」が除外される。

3.適用時期

原則: 親会社の2025(令和7)年4月1日以後に開始する事業年度(外国関係会社の2025(令和7)年2月1日以後に終了する事業年度の合算所得に限る)から適用

経過措置: 親会社の2025(令和7)年4月1日前に開始した事業年度(外国関係会社の2024(令和6)年12月1日から2025(令和7)年1月31日までの間に終了する事業年度の合算所得に限る)について、その外国関係会社の事業年度終了日翌日から4ヶ月経過日を含むその親会社の2025(令和7)年4月1日以後に開始する事業年度において外国子会社合算税制の適用可

4.影響

- ・ 親会社3月、子会社12月決算等の組み合わせの場合、改正により合算時期が1事業年度後ろになるため、改正適用初年度は合算課税が生じないものと考えられる。
- ・ 2025年4月1日前開始事業年度も、経過措置により改正適用が可能であるため検討が必要である。

2. 改正の内容

(1)改正の内容

グローバル・ミニマム課税導入による事務負担増を踏まえ、外国子会社合算税制の事務負担を軽減するため、以下の見直しが行われる。

項目	改正前	改正後
合算時期の変更	外国関係会社の事業年度終了日翌日から2ヶ月を経過する日を含む親会社の事業年度に合算	外国関係会社の事業年度終了日翌日から4ヶ月を経過する日を含む親会社の事業年度に合算
添付・保存書類の簡素化	租税負担割合20%未満(ペーパーカンパニー等は27%未満)等の一定の外国関係会社に関する以下の書類の添付・保存が必要 ① 貸借対照表・損益計算書 ② 株主資本等変動計算書及び損益金処分計算書 ③ 貸借対照表・損益計算書の勘定科目内訳明細書 ④ 本店所在地国の法人所得税の申告書 ⑤ その他の書類(株主名簿 等)	左記のうち、②、③の書類の添付・保存は不要

2. 改正の内容

(2) 適用時期

原則として、親会社の2025(令和7)年4月1日以後に開始する事業年度から適用される。

2025(令和7)年4月1日前に開始する事業年度についても経過措置により、外国子会社合算税制の適用を4ヶ月経過日を含む親会社の事業年度とすることができる。

原則:

内国法人の2025(令和7)年4月1日以後に開始する事業年度(外国関係会社の2025(令和7)年2月1日以後に終了する事業年度の合算所得に限る)から適用される。

経過措置:

内国法人の2025(令和7)年4月1日前に開始した事業年度(外国関係会社の2024(令和6)年12月1日から2025(令和7)年1月31日までの間に終了する事業年度の合算所得に限る)について、その外国関係会社の事業年度終了日翌日から4ヶ月経過日を含むその内国法人の2025(令和7)年4月1日以後に開始する事業年度において外国子会社合算税制の適用を受けることができる。

2. 改正の内容

(3) 合算時期の変更の影響

親会社3月、子会社12月決算等の組み合わせの場合、改正により合算時期が1事業年度後になるため、改正適用初年度は合算課税が生じないものと考えられる。

